

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する非常勤職員に適用し、その職名は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>別表</u>第5号から第15号まで、第20号(看護に関する業務に従事する者を除く。)及び第24号に掲げる非常勤職員であって、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)の始期から10年を超えることはできない。</p> <p>(配置換)</p> <p>第12条 学長は、非常勤職員に対し、業務上の必要により配置換を命ずることができる。</p> <p>(解雇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 非常勤職員が次の各号の一に該当するときは、学長は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て、当該非常勤職員を解雇することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する非常勤職員に適用し、その職名は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(労働契約の更新)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>別表第1</u>第5号から第15号まで、第20号(看護に関する業務に従事する者を除く。)及び第24号に掲げる非常勤職員であって、有期の教育・研究プロジェクト等において教育又は研究の業務に従事する者の労働契約は、契約期間満了時の業務量、勤務成績・態度、能力、予算状況及び従事している業務の進捗状況等を勘案し、当該プロジェクト等終了まで更新することができるものとする。ただし、本学との有期労働契約の期間(通算契約除外期間及び大学に在学している間に本学と有期労働契約を締結していた期間を除く。)の始期から10年を超えることはできない。</p> <p>(配置換)</p> <p>第12条 学長は、非常勤職員に対し、業務上の必要に応じて配置換を命ずることができる。<u>ただし、個別の労働契約において別に定める場合には、この限りでない。</u></p> <p>(解雇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 非常勤職員が次の各号の一に該当するときは、学長は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て、当該非常勤職員を解雇することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) カリキュラム及びシラバスの変更に伴い、非常勤講師が担当している科目・授業が休止、廃止又は縮小となった場合</u></p> <p><u>(7) 担当予定授業科目が開講される曜日及び時間に従事できない場合</u></p>	

(6) (略)

3 非常勤職員の従事している業務に係る外部資金が受入終了又は縮小となったときは、学長は、役員会の議を経て、当該非常勤職員を解雇することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第5章 労働時間及び休暇等

(年次有給休暇)

第31条 学長は、非常勤職員に対して労基法第39条の定めにより年次有給休暇を付与するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

別表

番号	職名
1	非常勤講師
2	シニアプロフェッサー
3	インストラクター
4	学校医

(8) (略)

3 学長は、次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議を経て、当該非常勤職員を解雇することができる。

(1) 非常勤職員の従事している業務を廃止又は縮小する必要性が生じた場合

(2) 非常勤職員の従事している業務に係る資金の受入れが終了又は縮小となった場合

(3) 配属されている組織を廃止又は縮小する必要性が生じた場合

第5章 労働時間及び休暇等

(年次有給休暇)

第31条 非常勤職員が、採用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上を出勤したときは、別表第2のとおり年次有給休暇を与えるものとする。

2 年次有給休暇は、1日又は半日で取得することができる。ただし、非常勤職員から請求があった場合で、特に必要であると認められるときは、1時間を単位とすることができるものとする。

3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものは除く。）は、20日を限度として次の1年間に限り繰り越すことができる。

4 前3項に定めるもののほか、非常勤職員の年次有給休暇については、労働時間規程第20条に定めるところによる。

別表第1

(略)

5	非常勤研究員
6	産学官連携研究員
7	研究支援推進員
8	寄附講座教員
9	特別研究員
10	特任教授
11	特任准教授
12	特任講師
13	特任助教
14	特任助手
15	特別研究助教
16	ティーチング・アシスタント
17	リサーチ・アシスタント
18	スーパーリサーチ・アシスタント
19	事務補佐員
20	技術補佐員
21	技能補佐員
22	臨時用務員
23	再雇用職員
24	総合獣医研修医

(新設)

別表第2

対象職員	採用の日から起算した継続勤務期間の区分 に応ずる年次有給休暇の日数						
	6月	1年	2年	3年	4年	5年	6年

		6月	6月	6月	6月	6月	6月 以上
週所定勤務日が5日以上の者 週所定勤務時間が30時間以上の者 1年間の所定勤務日数（週以外の期間によって勤務日が定められている場合をいう。以下同じ。）が217日以上である者	<u>10</u> 日	<u>11</u> 日	<u>12</u> 日	<u>14</u> 日	<u>16</u> 日	<u>18</u> 日	<u>20</u> 日
週所定勤務時間が30時間未満の者 週所定勤務日数が4日又は1年間の所定勤務日数が169日～216日の者	<u>7</u> 日	<u>8</u> 日	<u>9</u> 日	<u>10</u> 日	<u>12</u> 日	<u>13</u> 日	<u>15</u> 日
週所定勤務時間が30時間未満の者 週所定勤務日数が3日又は1年間の所定勤務日数が121日～168日の者	<u>5</u> 日	<u>6</u> 日	<u>6</u> 日	<u>8</u> 日	<u>9</u> 日	<u>10</u> 日	<u>11</u> 日
週所定勤務時間が30時間未満の者 週所定勤務日数が2日又は1年間の所定勤務日数が73日～20日の者	<u>3</u> 日	<u>4</u> 日	<u>4</u> 日	<u>5</u> 日	<u>6</u> 日	<u>6</u> 日	<u>7</u> 日

	<u>週所定勤務時間が30時間未満の者</u> <u>週所定勤務日数が1日又は1年間の所定勤務日数が48日～72日の者</u>	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日		
--	--	----	----	----	----	----	----	----	--	--

附 則(平成29年4月1日規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。